

連絡先：堺市南区新檜尾台3-3-11-102 森節雄 TEL：090-3651-5876（伊賀）
e-mail：eduosaka@gmail.com ブログ：http://eduosk.cocolog-nifty.com/blog/

学習会 案内

- ◆日時 2月23日（土）14：00～
- ◆場所 クレオ大阪中央 研修室（2）
（地下鉄谷町線「四天王寺前夕陽丘」1・2番出口から北東へ5分）
- ◆内容

「大津いじめ自殺」事件と子どもの権利を考える

講演 桜井智恵子さん

元川西市子ども的人権オンブズパーソン代表、
近著に「子どもの声を社会へ」(岩波新書)

参加費：300円

2011年10月に起こった大津市での中学生の自殺とその後の学校・教育委員会のずさんな対応を巡って、両親による裁判への訴えと第三者機関での調査、「いじめた子」へのバッシングと教育長襲撃事件、いじめの事件化と学校への警察の介入等、これまでにないことが起こっています。その後も、いじめが原因と思われる自殺が相次ぎ、いじめ問題が大津市に限った問題でなく深刻な社会問題であることを浮き彫りにしました。

衆議院選挙で圧勝した安倍自民党は「いじめ防止法」の制定に意欲を示し、いじめの厳罰化を進めようとしています。橋下市長も、教育委員会の廃止論、いじめた子の「更正プログラム」＝出席停止と学校からの排除を方針化しようとしています。これらの方法で本当にいじめ問題は解決していくのでしょうか。

いじめは、2006年以降再顕在化し、複雑化・潜在化していると言われています。学校の中での子どもたちの関係は、学力テスト至上主義の中で「なかま」から「競争者」としての関係に変わってきています。教員も学力テストの結果に現れる成果を求めることにとらわれています。

大津の「いじめ自殺」事件は、子どもたちがどれだけストレスのかかる状況で生活しているのか、子どもたちの関係にどのような変化があるのか等、現在の子どもたちと向き合い、学校現場が「いじめ」にどう取り組んでいくか、再度厳しく問いかけています。自民党的・橋下的厳罰主義では、何ら解決しないことは明らかです。

まずは、子どもたちの声を誠実に聞き、子どもたちの中に今何が起きているか理解しようとする必要があります。今回の学習会では、川西市子どもオンブズパーソンの桜井さんをお招きして、一緒に考えていきたいと思っています。是非、ご参加ください。

保護者・児童、生徒による「授業アンケート」を強引に実施しようとする府教委

「授業アンケート」を利用し「不適格教員」を作り出すことを早くから画策していた府教委

今春から教員評価（大阪では「教職員の評価・育成システム」と称されています。以下、システム）に保護者・児童、生徒による「授業アンケート」での評価を加えることを大阪府民の多くは、昨年8月の新聞報道で初めて知りました。

しかし実の所大阪府教委は、橋下市長が保護者・児童、生徒を教員評価に参加させるなら、教員評価への相対評価の導入にはこだわらないとした昨年1月の府市統合本部の会議直後から、「授業アンケート」をどう教員評価に利用するかというワーキンググループをたちあげ検討を加えていました。そこでの結論は、当該校教職員の「授業アンケート」の結果をグラフ化して並べ、その最底評価層の0～3名には管理職（教育委員会）が複数回の授業監察を行い、状況が改善しない場合には「不適格教員」の烙印を押し、最悪の場合は、最低評価2年連続で免職にするというものでした。

その後、公明会派の協力を得た維新の会の力によって成立した「職員基本条例」及び「大阪府立学校条例」が施行されました。府立学校条例19条で、授業に関する評価は生徒又は保護者による評価を踏まえることが規定されました。

大阪府教委は、先に述べた「授業アンケート」の本質を隠したまま、公立小・中学校ではともかく全校で保護者・児童、生徒による「授業アンケート」を行うこと、高校においては生徒へのアンケート実施と、実際にそれで教員評価を行うことの試行を強制したのです。

「授業アンケート」に対する反対、疑問、不安、不信の声があらゆる所で巻き起こる

「授業アンケート」に対する本質的な批判は「アンケート」実施を報告した大阪府教育委員会会議でも行われました。大阪府議会でも「授業も見ていない保護者に教員評価はできるのか」といった追及が府会議員よりなされたのですが、府教委は一切応えることなく、アンケート実施を強行し、昨年12月に、その実施状況報告を各市町村教委、各府立学校校長に求めました。

実施状況報告には、アンケートへの反対、不満、不信、疑問の声が満ち満ちていました。市町村教委の圧倒的多数が「授業アンケート」に対して反対ないしは極めて強い不満や批判を表明しています。小中学校校長、保護者からも多数の批判、反対、不満、疑問が出されています。また府立学校長からもアンケートの信憑性に対する疑問など、制度の根幹に関わる部分での疑問や不満が出されています。「客観性を欠く」「好き嫌いで評価されている」「教育力向上につながらない」「こんなものに龐大な時間をつぎ込むよりももっとやる必要がある」等々の意見が出ています。ことに保護者からは「見たこともない先生の授業を評価するなどできない」「教職員を保護者が評価すべきでない」等々の意見が表明されています。

反対の世論に背を向け、実施に突き進む大阪府教委

上述した実施状況調査があり、保護者団体からのアンケート見直し要求があり、また市民団体からの撤回要求等が提出されました。

しかし、大阪府教委は、1月16日に開かれた大阪府教育委員会会議に、今春からのシステムの改定案はおろか、アンケート実施状況調査の「まとめ」さえ出さなかったのです。それ

にも関わらず大阪府教委は、今年1月21日「教職員の評価・育成システム 手引き」（教職員に配布し、システムの周知・徹底を図るもの、以下「手引き」）の改定案を示しました。

様々な反対の声に耳を貸さず、なりふり構わず「授業アンケート」を実施することをここでは宣言しています。

「手引き」には、「今回の改定の趣旨」として、府立学校条例19条により、授業に関する評価が生徒又は保護者による評価を踏まえることが規定されたことを唯一の理由として、府立学校の教員、及び市町村立学校の府費負担教職員の教員評価制度を改定することを述べています。さらにシステム運用の「根拠法」となる（これらが根拠となるかも怪しいのですが）「府費負担教職員の評価・育成システムの実施に関する規則」「評価・育成システム実施要領」の改定案まで掲載しています。

府教委は今後この「手引き」に対する意見を各教職員団体からは聴取する、としています。しかし何よりもこのアンケートの当事者である保護者、児童、生徒の意見、また各市町村教委、各校校長の意見を一切聞こうとしていません。府教委は、各市町村教委のアンケート実施状況調査を踏まえ、この問題に関する全府民的な議論を巻き起こすべきです。

大阪教育研は、府教委によるこのような強権的なアンケート実施に、いや保護者アンケートそのものに、いやシステムそのものに反対したいと思います。

【投稿】

原発事故避難者の話を聞いてきました（2012年11月27日）

2012年6月、「原発事故子ども・被災者支援法」が国会で成立した。今年度予算編成の時期を間近に控え、この法律に基づいて実のある支援が策定されるようにと、「原発事故避難者のつくる公聴会in大阪」（主催：大阪府下避難者支援団体等連絡協議会）が開かれた。参加者は、主催者が招請した復興庁職員・国会議員を始め、弁護士・避難者・支援者など150名であった。全国で16万人、大阪府下1500人ほどいるという避難者の姿は見えにくく、避難決断の苦悩や、避難してきた近畿での生活再建の苦労、東電や政府への想いを生の声で聞く機会はほとんど無い。5時間にわたるこの公聴会で聞いた避難者の話は、想像以上に厳しく、胸に迫るものであった。

母子、父子、家族、単身、と避難の形はさまざまで、避難区域、福島県内非避難区域、福島以外と、避難してきた場所も多岐に渡っている。それぞれの課題が浮き彫りになった。

最も多いのは母子避難者である。2重生活の経済的負担、文化や環境の違う関西での生活のストレスは、大きい。父親と会うための交通費もかさみ、少しでも働きたいが、子どもを預ける場所がない。親・夫に理解されず離婚して避難せざるを得ない人もいる。放射能汚染を知らず、「子どもをスーパーの買い出しの列に並べた。」等、自分を責め続けている母親がいる。体調を崩し、子供を叩いてしまって、「子どもを守るために避難しているのに自分は一体何をしているのか。」とさらに自分を責める。父子家庭の避難者は、保育園も見つからず、残業がないところでしか働けない。今は、生活保護に頼っている。

夫婦と子どもの家族で避難したが、避難先は体の悪い高齢者には生活できないような場所で、親戚に両親を置いてこざるを得なかった。家族みんなで引きこもり状態になったが、支援団体にアルバイトの仕事を紹介してもらった。しかし、健康を害して仕事できず、うつ病発症。子供たちを保育園・幼稚園に行かせることもできない。福島に新築の家があり、新し

い家での夢を描いて生活をはじめた矢先の事故であった。

福島県は持ち家率が高く、耐震に配慮した家を建てて、そのローンを抱えたままで、地震の被害を免れた避難家庭も多い。津波で一切を失ったまま、放射能から逃げている家族もいる。以下課題別に要望を整理してみる。

住宅：当初、被災証明がなければ支援住宅には居住できず、自主避難者は住宅確保に余分な経費を使い、苦勞した。適用範囲が広がった後も、1年半・2年といった期限がある。住宅支援がなければすぐに生活が立ち行かなくなる家庭が殆どである。住宅支援の延長を。

雇用：一般の人の仕事もないのに、被災者だから特別にというのは言いにくい。父親の仕事さえあれば、2重生活は避けられる。又、保育環境の充実が就労につながる。

子ども：地震・津波・原発事故という非常に深刻な体験をしている。関西に来て、自分だけが不幸・父親に会いたい・福島に帰りたい・居場所がない・不登校・いじめに遭う・非行に走る・事故後空白になった学習の課題等々大人も含めて、文化や生活の大きな変化に対するストレスを減らす支援が必要。10代後半20代前半の若者だけを親が単身移住させようとする場合もある。就労援助や能力開発のための再教育の場も必要である。

医療：被曝医療については、検査を含め、できる医者が非常に少ない。関西では関東に比べても、機器も少なく放射線医療を継続的に行える医療機関がほとんど無い。被曝者手帳などで、継続的な健康管理が必要である。チェルノブイリの健康被害などを知り、生活のストレスが続く毎日の中で、健康不安は大きい。

情報：支援情報や人との交流などがなく、孤立しがち。そのため、当然受けられる支援も知らず、生活が立ち行かなくなったり、人間関係が壊れたりしている。ネットが自由にできる環境が提供されなければならない。

地域や期限を勝手に区切り、支援を値切ってはならない。個々の事情に沿ってきめ細やかな対応が必要である。「汚染があるのに無かったようなふりをしないで下さい。」「子どもを守ってください。」・・・尽きることのない原発事故被災者の叫びを受け止め、支援法第5条に定められた「基本方針」策定に生かさなければならない。

【投稿】

障がい者政策委員会が、新「障がい者基本計画」について意見具申

現在、2013年度から10年間の障がい者施策の基本方向を決める新たな「障がい者基本計画」策定が進められています。その中に、インクルーシブ教育を目指す障がい者権利条約の基本理念が盛り込まれるかが極めて重要です。2012年12月17日には、障がい者政策委員会が、新「障がい者基本計画」についての意見具申をしました。以下、教育に係わる部分の一部を紹介します。全文は「内閣府」HPにあります。

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_5/index.html

3、教育【16条】(1) インクルーシブ教育システムの構築について

<障害者政策委員会での意見>

- 障害者制度改革、インクルーシブ教育システム構築のためには、共生社会の形成に向けた国民の共通理解を一層進めることとともに、障害者制度改革を社会的機 運として醸成すべきである。
- 障害者基本法の第16条第1項に「共に教育を受けられるよう」という文言が入ったことを受けて、障害者基本計画において基本方針が転換していることを明確にすべきである。
- 障害者基本法は、第1項で共に学ぶことに配慮するとし、第2項が保護者の意見の尊重、第3項が交流及び共同学習を規定していることを踏まえ、保護者の意向 を尊重し、入学段階で障害を理由に学校設置者及び学校等は障害者（障害児を含む）を排除すべきではない。合理的配慮を保障しても学校及び学校設置者が就学を保障しえないと証明し得た時には、保護者の意向に沿わないこともやむを得ないとする仕組みにすべきである。
- 障害者基本法で確認された障害の有無によって分け隔てられない共生社会を前提に、障害の有無によって入学の時に分けないのが、インクルーシブ教育である。その上で、希望する場合には特別支援学校に入学できるようにする仕組みにすべきである。
- 障害者基本法の改正を受け、障害者基本計画では共に学ぶことを基本にすべきである。その際に、障害の有無にかかわらずすべての子どもに対して同時期に就学通知を送付し、希望がある場合には特別支援学校も選べるようにすべきである。
- 共に学び育つことを原則にし、このことが障害者基本計画に盛り込まれるべきである。その際、卒業後の地域生活に繋がることを重要な観点として位置付けるべきである。
- インクルーシブ教育システム構築のために、特別支援教育の推進を踏まえた評価・検証できる仕組みを作るべきであり、例えば学校経営の評価に、インクルーシブ教育システム構築の評価指標を導入することを検討すべきである。
- 障害の種別や発達段階等により、必ずしも共に学ぶことで学びが充実しない可能性がある。学びの多様性、学びの連続性、それぞれの場の充実により、できるだけ皆で学ぶ仕組みに到達すべきである。
- 共生社会では、ろう者の手話とろう文化、視覚障害者の点字、同じ障害を持つ仲間とのつながりなども尊重されなければならない。基礎的環境整備と合理的配慮を十分保障した地域の学校で障害のない子供たちとともに学ぶ利点と比較したうえで、それでもなお独自の言語や文字による教育、同じ障害を持つ仲間集団の力、個別の障害特性に特化した教育の専門性などを評価して、本人、保護者が特別支援学校への就学を希望する場合は、それを保障することもまたインクルーシブ教育システムである。
- 身近な場で学べる状況を現在の状況下でどのように作るかが重要である。特別支援学校に在籍してもできる限り地域で学ぶことを考えるべきである。副籍や支援籍について、地域社会と繋がる仕組みという観点から検討を進めるべきである。

<障害者基本計画に盛り込むべき事項>

- ◎ 学校教育においては、地域での生活の基盤を形成できるよう、可能な限り障害者と障害のない者が共に学ぶことができる配慮が行われること。

(2) 初等中等教育における就学相談・就学先決定等について

<障害者政策委員会での意見>

- 本人及び保護者の意向を最大限に尊重する必要がある。特別支援教育を必要とするニーズは、あくまでも本人及び保護者の求めによるべきである。
- 就学相談では、地域の学校に行けることを情報提供すべきである。

- 高等教育では障害を理由に入学拒否はしないということであった。この観点を幼稚園、小・中・高へと一貫させるべきである。
- 相談支援では、障害者の地域生活を見通せるように地域生活をしている障害者が関わるべきである。
- 普通学級での学びを原則にするように、重みづけをするべきである。
- 地域の学校への入学で拒否されないことは重要であり、同時に、子ども同士の手話でのコミュニケーションを可能にし、アイデンティティの確立ができる環境が重要である。
- 就学先決定では、障害者・保護者の意見を最も大切なものとして尊重し、継続した相談支援を行い、かつ教育支援計画の適切な運用を徹底させるべきである。
ニーズが発生した時には、速やかに計画を見直すことができる相談支援体制が必要である。
その際に、情報の整理、記録保管のためにIT技術の活用を検討すべきである。
- 中教審の報告においては、就学先の決定については、市町村教育委員会が、本人・保護者に対して十分情報提供しつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重して、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことが原則としており、市町村教育委員会が就学先を決定する際には、可能な限り共に学ぶという観点を踏まえつつ、一人一人の教育的ニーズに応じた十分な教育が行われるべきである。
- 就学先決定については、障害者・保護者の意見を最大限尊重しつつ、教育委員会や学校等との合意形成を図るのが、ベースラインである。今回の障害者基本計画には、特別支援教育システムからインクルーシブ教育システムへの大きな制度改革の中身を盛り込むようにすべきである。
- 相談においてある就学先を強制されるべきではなく、教育支援計画では障害者・保護者の参画と共に、保護者が指名した第三者等の出席を確保しながら策定すべきである。
- 障害者・保護者の意見を尊重するためには、連続性のある多様な学びの場を確保するべきである。子どもの発達や程度を勘案しつつ柔軟に就学先を変更できるようにすべきである。卒業後に福祉サービスをスムーズに利用できるようにするために、知事部局と教育委員会が連携すべきである。
- 就学時健康診断の障害判定基準（就学基準）、特に聴覚障害に関する判定基準については障害の範囲に密接に関係する問題で、最新の教育的、医学的見地から再検討が必要である。
- 健康管理の記録（乳幼児健診記録、就学時健康診断記録、学校診断記録など）は、厳重な情報管理のもと各教育段階で共有し、個別の教育支援計画、個別の指導計画の基礎に据えられるべきである。

<障害者基本計画に盛り込むべき事項>

- ◎ 障害者及び保護者の意見を最大限尊重するために、障害者の教育的ニーズの把握の下、市町村教育委員会及び学校等において、就学先における支援の内容について合意形成が図られること。
- ◎ 市町村教育委員会において、就学先のすべての可能性について説明を行い、障害者及び保護者が希望する場合には体験や見学をした後に決定されるよう支援すること。
- ◎ 市町村教育委員会と医療、保健、福祉等の関係機関との連携を強化するとともに、教育相談や就学相談等を通じた、障害者及び保護者に対する十分な情報提供を確保すること。
- ◎ 障害者及び保護者の参画を得て個別の教育支援計画が策定され、その計画に基づく教育活動が実施されること。
- ◎ 就学時に決定した就学先を固定したものとせず、障害者の教育的ニーズに応じて変更できるようにすること。
- ◎ 本人、保護者と教育委員会で就学先についての判断が異なり、合意形成ができない場合は、中立的な機関による調整の仕組みを確保すること。